

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。	1 調達する物品等又は特定役務の特殊性等 道路パトロール、河川巡視及び砂防監視等業務において使用する道路・河川・砂防パトロール関連システム及び地震等災害時の各施設の被災状況把握及び道路啓開ルートの確認において使用する情報収集パトロール関連システムの運用に必要な機器等のアプリケーションサービスの提供を受けるものであり、下記の特性がある。 ① パトロール情報を収集・登録するタブレットシステムと登録された情報を管理するwebシステムを一括するアプリケーションサービスは、過去の点検結果等の情報を格納したサーバと連携し、現場においてこれらの情報を円滑に閲覧、編集することが求められる。このため、これらの情報が格納されたサーバと連携できるシステムである必要がある。 ② 業務に利用するアプリケーションは、日常的かつ災害時に使用するため、万が一システムに不具合があった場合、契約者は、点検情報を格納したサーバを速やかに復旧しうる者である必要がある。 2 調達の相手方が特定されることの説明 ① 「道路パトロール関連システム」・「情報収集用パトロール関連システム」・「河川パトロール関連システム」・「砂防パトロール関連システム」の各システムは（公財）岐阜県建設研究センター（以下「センター」という。）が知的所有権を有し、点検情報を格納したサーバと連携し稼働するシステムであり、センターは本システムの構築及び管理・運営をしてきた唯一の機関である。 ② 点検等の情報を格納したサーバはセンターが管理を行っており、センターは万が一システムに不具合があった場合にバックアップデータにより迅速な復旧を行うことができる唯一の者である。 契約者は上記2点の要求を満たす必要があり、この要求の高さから、契約の相手方として適当である者は、（公財）岐阜県建設研究センターのみである。したがって、「当該調達の相手が特定される」契約であるといえる。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。